

建設業法の改正 及び法令遵守について

平成28年11月7日

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

- 建設業法等の改正
- 一括下請負禁止について(判断基準の明確化)
- 監理技術者制度運用マニュアルの改正について
- 適正な下請契約に向けて
- 社会保険等未加入対策

建設業法等の改正 (H28.6.1 & H28.11.1)

業種区分について「解体工事」が新設されました

1. 解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となりました。
2. 解体工事業の新設に伴う経過措置があります。(既に「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を得ている業者は、平成31年5月31日までは引き続き解体工事を請け負うことができる等)
3. とび・土工・コンクリート工事業の「建設工事の内容」から「工作物解体工事」の削除されました。

「とび・土工・コンクリート工事」に係る技術者要件が追加されました

基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間資格(基礎施工士)が追加されました。

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されました

監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が掲載されました。

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容②

監理技術者の配置が必要となる金額要件が緩和されました

1. 特定建設業許可が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引き上げられました。
2. 民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引き上げられました。

許可の種類		特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	建築一式工事 以外	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u>	3,000万円未満 ⇒ <u>4,000万円未満</u>	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u> は、契約できない
	建築一式工事	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u>	4,500万円未満 ⇒ <u>6,000万円未満</u>	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u> は、契約できない
工事現場に置くべき技術者		監理技術者	主任技術者	
施工体制台帳 及び 施工体系図	民間工事	必要	不要	
	公共工事	<u>H27.4.1以降に契約した公共工事は、下請契約を行った時点で作成が必要</u>		

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容③

現場配置技術者の専任が必要となる金額要件が緩和されました

主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事の請負代金額が引き上げられました。

公共性のある建設工事	該当する		該当しない (個人住宅等)
請負代金額 (建築一式工事以外)	2,500万円以上 ⇒ <u>3,500万円以上</u>	2,500万円未満 ⇒ <u>3,500万円未満</u>	金額要件なし
請負代金額 (建築一式工事)	5,000万円以上 ⇒ <u>7,000万円以上</u>	5,000万円未満 ⇒ <u>7,000万円未満</u>	
現場配置技術者 (監理及び主任技術者) の現場専任	必要	不要	不要

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容④

経営業務管理責任者の要件が緩和されました

1. 役員の範囲が拡大されました。

役員の範囲に、業務を執行する社員、取締役、執行役等のほか、これらに準ずる地位にあり、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等も追加されました。

2. 確認書類が簡素化されました。

職務経験を確認するための書類を、請負契約の締結等経営業務に関する決裁書等に代えて、取締役会の議事録や人事発令書等とします。

申請様式書等に法人番号が追加されました(H28.11.1からの変更)

1. 建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号(*)記載欄が追加されました。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)同法第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号をいいます。

許可行政庁が、社会保険への加入等の建設業者の状況について照会する際の対象業者の特定が容易かつ正確になるよう、建設業許可申請書等に法人番号を記載する欄を新設しました。

業種区分の新設(解体工事)について

施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

建設業者

技術者

建設業者

技術者

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

【許可の要件】
・技術力
・経営能力
・誠実性
・財産的基礎

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

●総合2業種

・土木
・建築

●専門26業種

・大工
・左官
・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者を
営業所や現場に確保・配置

●実務経験

●資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を
有する技術者の配置が必要

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
建築工事業	鋼構造物工事業
大工工事業	鉄筋工事業
左官工事業	ほ装工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業
石工事業	板金工事業
屋根工事業	ガラス工事業
電気工事業	塗装工事業
管工事業	防水工事業

内装仕上工事業
機械器具設置工事業
熱絶縁工事業
電気通信工事業
造園工事業
さく井工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

・重大な公衆災害発生
・環境等の視点
・建築物等の老朽化 など

解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類(建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

告示: 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(H26.12.25改正)

ガイドライン: 建設業許可事務ガイドライン(H26.12.25改正)

HPアドレス: <http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>

解体工事業の技術者要件に関する経過措置

○技術者要件に関する経過措置

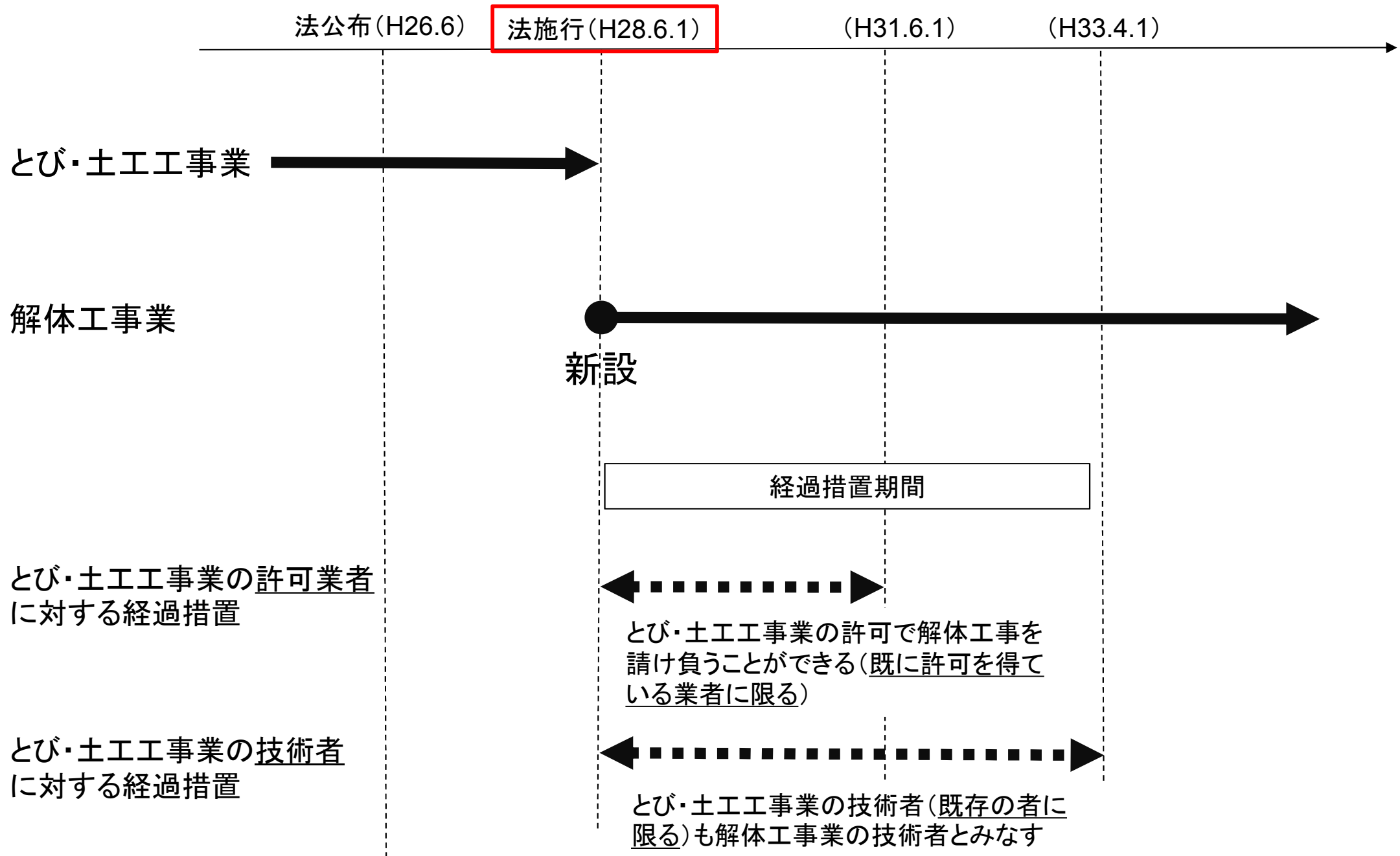
平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

（例1）平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事に関する実務経験無し →解体工事業の技術者と<u>みなす</u> ●解体に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講者 →解体工事の技術者 	<p><u>解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる</u></p>

（例2）平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士（薬液注入）の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<p><u>解体工事業の技術者とみなす</u></p>	<p><u>解体工事業の技術者ではない</u></p>



基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験(基礎施工士検定試験を想定)に合格した者を追加するよう整備
(建設業法施行規則の一部改正)

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ○1級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技術士 ○実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督的実務経験を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○2級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○地すべり防止工事士【民間資格】 ○基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の統合

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。（建設業法第26条第4項）
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消濁	
有・無		

(表面)
(裏面)

備考	

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写真	本籍 氏名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日 登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証
(平成28年6月1日から統合)

氏名	年 月 日生	本籍
住所		
写真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日	
	交付番号 第 号	
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効	
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		印
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消濁	
有・無		

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第 号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

統合

※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

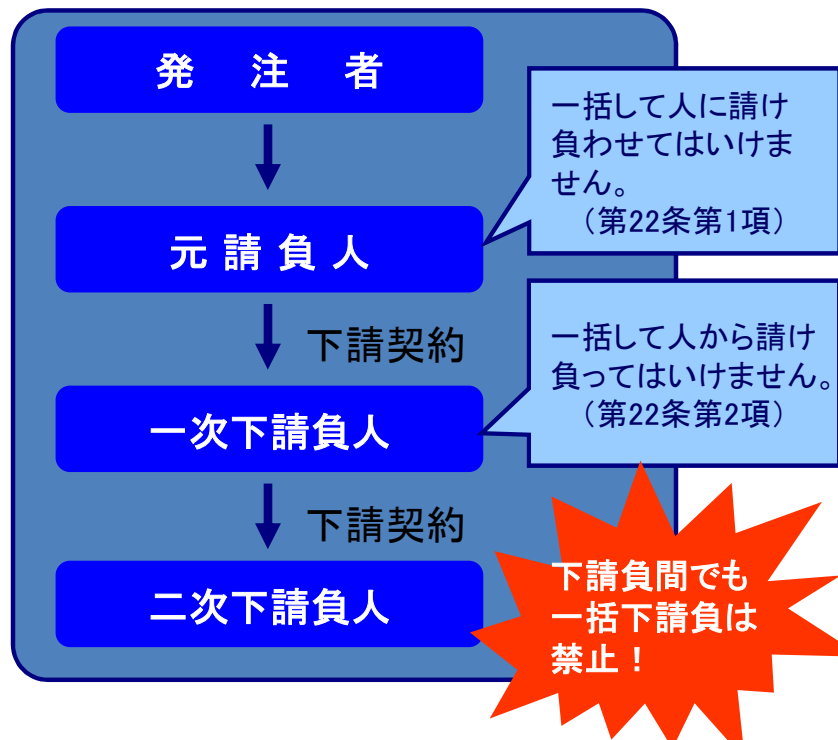
一括下請負禁止について (判断基準を明確化) (H28.10.14)

工事の一括下請負(丸投げ)

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。
建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。

一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。



**一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！**

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

一括下請負禁止の明確化について(H28.10.14通知)

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された。

⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め、平成28年10月14日に通知を発出。(建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関宛)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断・対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

監理技術者制度運用マニュアルの 改正について

※ H28.11.11までパブリックコメントを実施

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】

課 題

対 応 策

<p>施工体制における監理技術者等の役割の明確化</p>	<p>施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない</p>	<p>元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化</p>
<p>技術者の適正な配置のあり方</p>	<p>現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘</p>	<p>現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討</p>
<p>実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除</p>	<p>商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ</p>	<p>一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化</p>
<p>民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化</p>	<p>民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない</p>	<p>施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定 (指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む)</p>

【その他の課題への対応】

- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨: 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
- 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方: 工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
- デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の内容の明確化: 地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
- 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大: 施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外にも審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

<p>技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍</p>	<p>若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少</p>	<p>受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制度の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）</p>
<p>大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成</p>	<p>建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念。これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在</p>	<p>人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開 ○キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始） ○社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化 ○人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等</p>

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

<p>地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備</p>	<p>経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり、合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要</p>	<p>合併時の許可や経営事項審査の手続を迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減 また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経審の特例を導入</p>
---------------------------------------	---	---

【その他の課題への対応】

- 経營業務管理責任者要件のあり方: 企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
- 軽微な工事に関する対応: 許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討

赤字: 中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめの提言を踏まえた改正 青字: 過去の法令改正、事務連絡等の反映

1. 趣旨

2. 監理技術者等の設置

2-1 工事外注計画の立案

- ・共同住宅を新築する建設工事の一括下請負全面禁止
(法改正H20.11.28施行)

2-2 監理技術者等の設置

- ・監理技術者等は原則1名が望ましい旨明記
- ・出産、育児等は途中交代可を明確化(H27.7.30事務連絡)
- ・多年に及ぶ工事は途中交代可を明確化(H27.7.30事務連絡)

2-3 監理技術者等の職務

- ・元請と下請の技術者の役割の明確化
- ・工場製品に関する品質管理のあり方
- ・大規模工事の補佐技術者の配置

2-4 監理技術者等の雇用関係

- ・雇用関係を求める「その他政令で定める法人」の明記
(法改正H20.11.28施行)
- ・継続雇用制度の適用の取扱いの明確化(H28.3.28事務連絡)
- ・官公需適格組合の在籍出向の取扱い(H28.3.24国土建483号)
- ・企業団体の在籍出向の取扱い(H28.5.31国土建119号)

3. 監理技術者等の工事現場における専任

- ・公共性のある重要な建設工事(法改正H20.11.28施行)
- ・専任を要しない期間の明確化(H21.6.30国総建75号)
- ・専任等に係る取扱い(H26.2.3国土建272号)
- ・非専任期間における他の専任工事への従事
- ・余裕期間設定工事の技術者配置期間の明確化
(H27.7.30事務連絡)

4. 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯

- ・資格者証と講習修了証の統合(施行規則改正H28.6.1施行)

5. 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

- ・公共工事は下請金額によらず施工体制台帳の作成等義務づけ
(入契法改正H27.4.1施行)

6. 工事現場への標識の掲示

7. 建設業法の遵守

<全体的な修正>

- ・金額要件の見直し反映(施行令改正H28.6.1施行)
下請金額3,000万円→4,000万円、4,500万円→6,000万円
請負金額2,500万円→3,500万円、5,000万円→7,000万円

①技術者の役割の明確化

②工場製品に関する品質管理のあり方

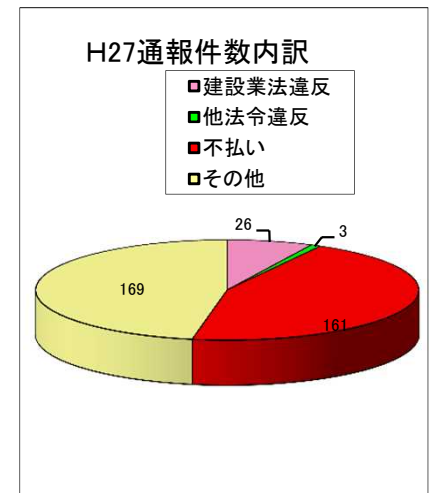
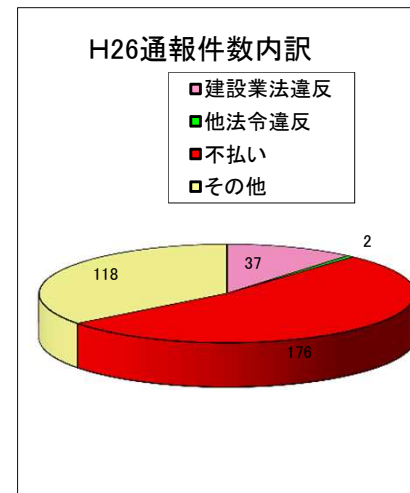
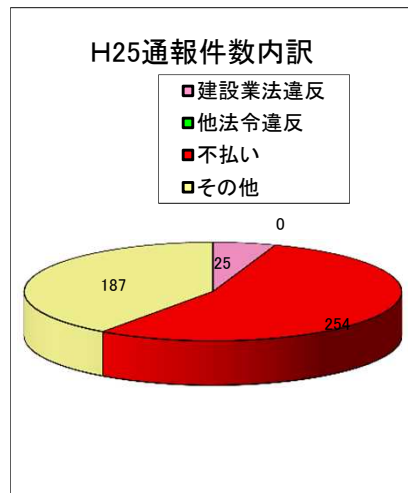
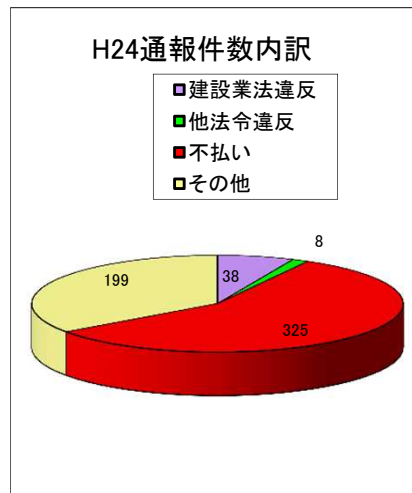
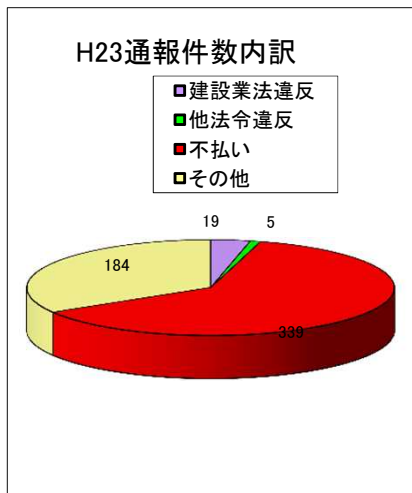
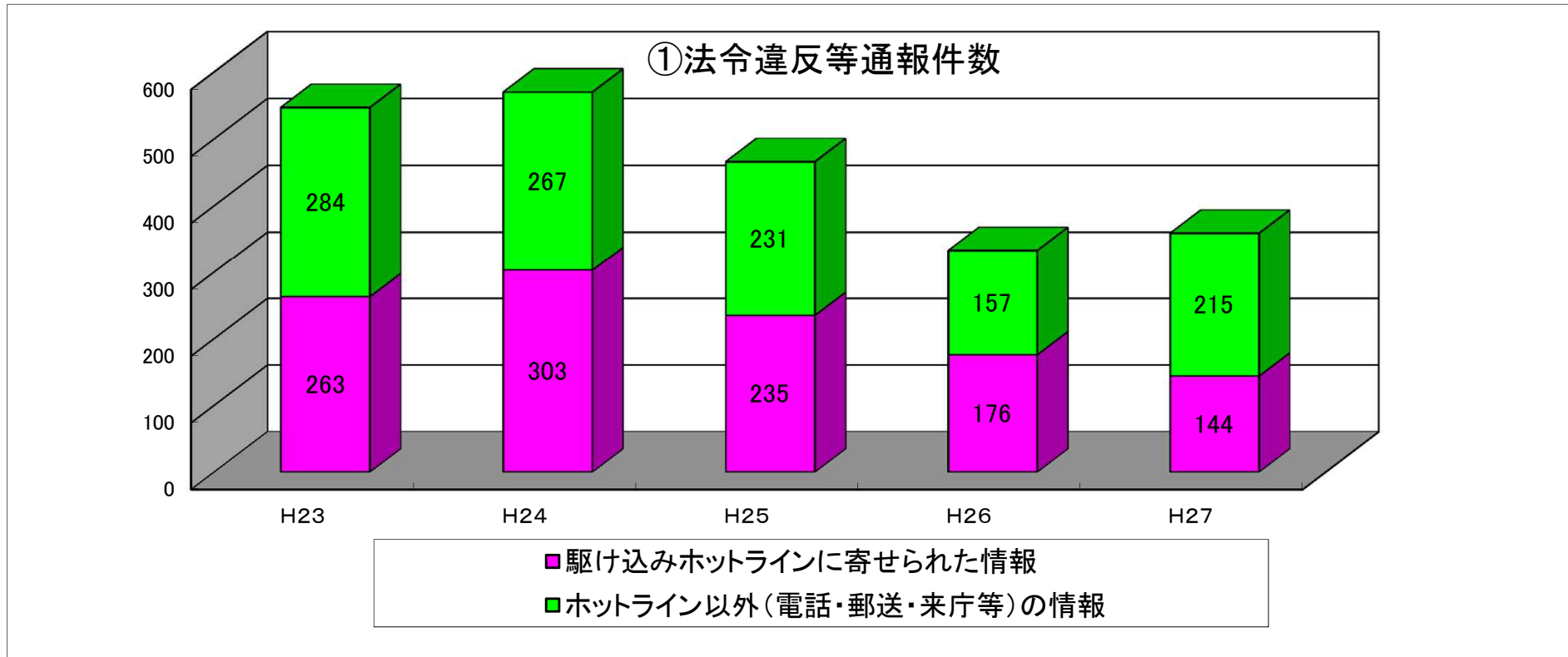
③大規模工事における技術者の複数配置の推奨

④非専任期間における他の専任工事への従事の方

※ H28.11.11までパブリックコメントを実施

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155160317&Mode=0>

適正な下請契約に向けて



何気ない取引にも違法な場合があります

忙しかったので契約書を作らなかった

書面によらない契約は、元請負人、下請負人ともに建設業法第19条違反になります。民法上、請負契約は口約束でも成立しますが、内容が不明確、不正確で、言った・言わないの話しになりがちで、後日の紛争の原因となります。必ず書面で、着工前に契約書を取り交わしましょう。

契約を変更する場合にも変更契約の内容を適正に書面化し、署名又は記名押印して相互に取り交わしておかないと、同様に紛争の原因となります。

元請に契約書の締結を求めたら、注文書・請書で十分といわれた

注文書・請書による場合も、建設業法に定める事項を記載しておくことが必要であり、つぎの2つの方法が考えられます。

- ①建設工事の請負契約の当事者間でそれぞれ署名又は記名押印した基本契約書を締結し、相互に交付した上で、具体の取引については注文書・請書を交換する。
 - ②あらかじめ同意した基本契約約款を添付又は印刷した注文書及び請書にそれぞれ署名又は記名押印し交換する。
- 注文書・請書においては、基本契約書又は基本契約約款の取扱いを明確に位置づけるとともに、建設業法第19条第1項の各号に定める事項について、いずれかの書面で記載されていることが必要です。

時間がないので直ぐに見積りを持ってくるよう下請に依頼した

注文者は、建設業法第20条第3項違反になります。

見積もり期間は、工事の予定金額に応じて定められています。500万円未満の工事であっても1日以上は必要です。適正な見積期間を守りましょう。

工事の見積りを提出したら、一方的に納得できない金額まで下げられた

建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

不当に低い請負代金で契約を締結することになれば、施工方法や工程等に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因ともなりかねないので、このような請負契約の締結はしてはなりません。(建設業法第19条の3)

下請け契約までの在り方

契約締結に至るまでの手順等について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの望ましい手順は、次のとおりです。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、仕様書・図面等渡し、質疑応答、見積内訳の提示、費用負担の取決めは、書面を用い、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る必要があります。

依頼方法

建設業法第19条第1項のうち第2号(請負代金の額)を除く工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示して依頼すること。

- ① 工事内容
- ② 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ④ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑥ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑧ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑨ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

見積期間

見積期間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- 2 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
- 3 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

下請契約について (建設業法第19条)

(1) 契約締結の方法

下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条第1項の規定に従い、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。また、契約の変更が発生した際には、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

(2) 請負契約書の形態

請負契約書は、公共工事・民間工事とも右の①～③のいずれかの方法により書面で作成しなければなりません。

公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- 個別契約書
- 注文書・請書 + 基本契約書
- 注文書・請書 + 基本契約約款



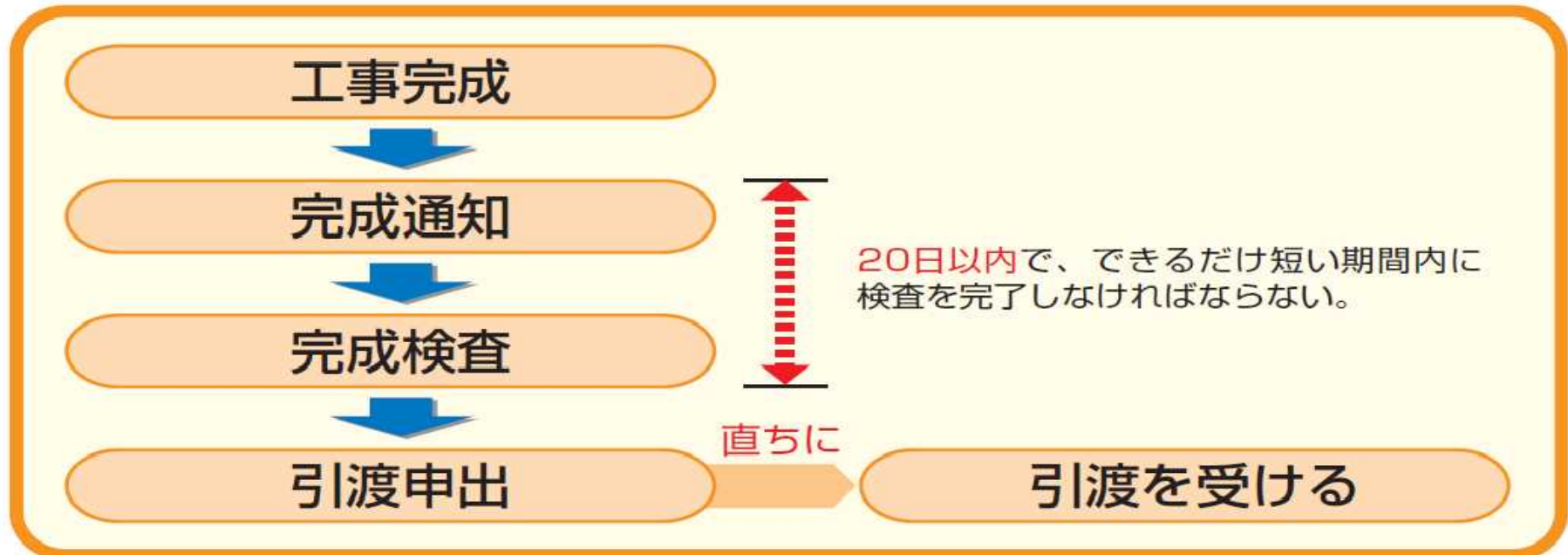
(1) 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から20日以内でかつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(建設業法第24条の4第1項)

(2) 引渡しの申し出があつてから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引渡しを直ちに受けなければなりません。(建設業法第24条の4第2項)

検査フロー



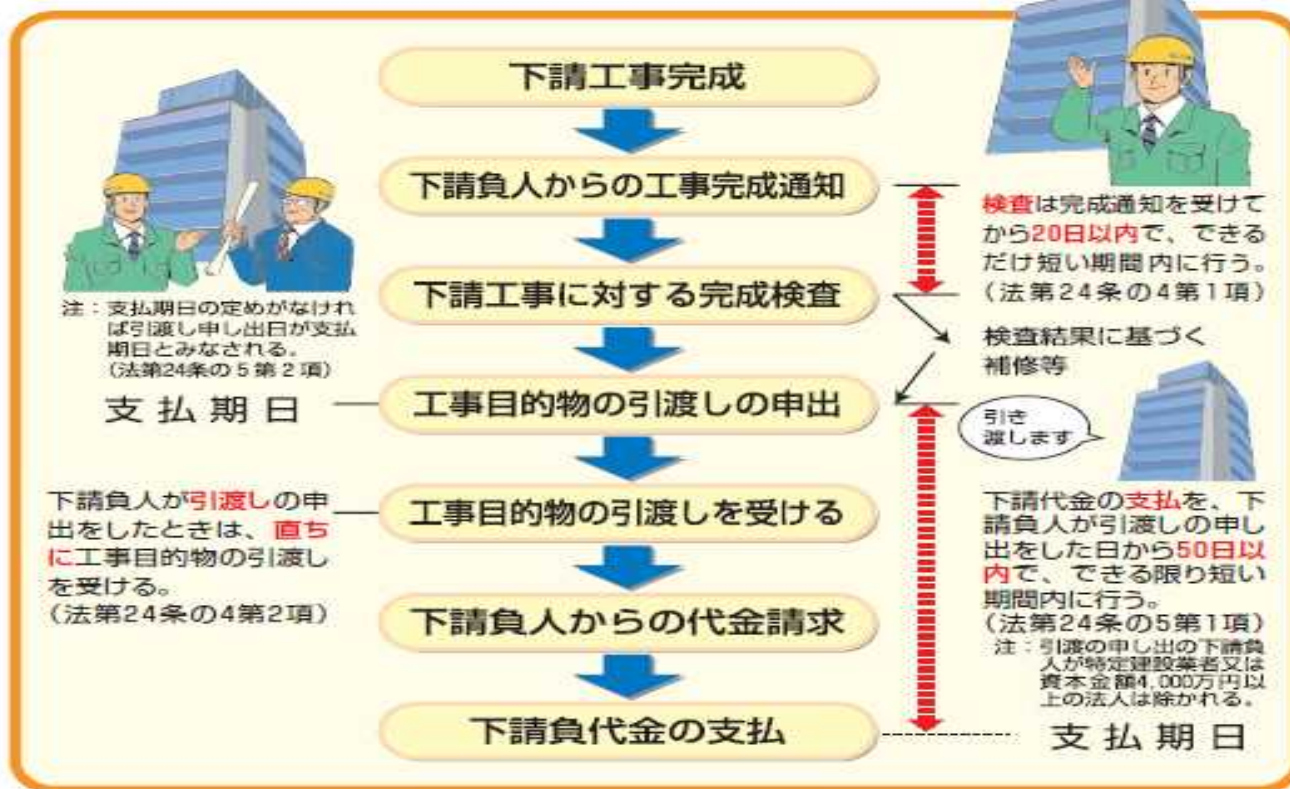
下請代金の支払について

(1) 引渡しの申出があつてから支払いを行うまでの期間

下請代金の支払期日が規定されていないと、下請負人は元請負人から一方的に支払期日を遅らされたりする等、下請負人が不当な不利益をこうむる恐れがあります。

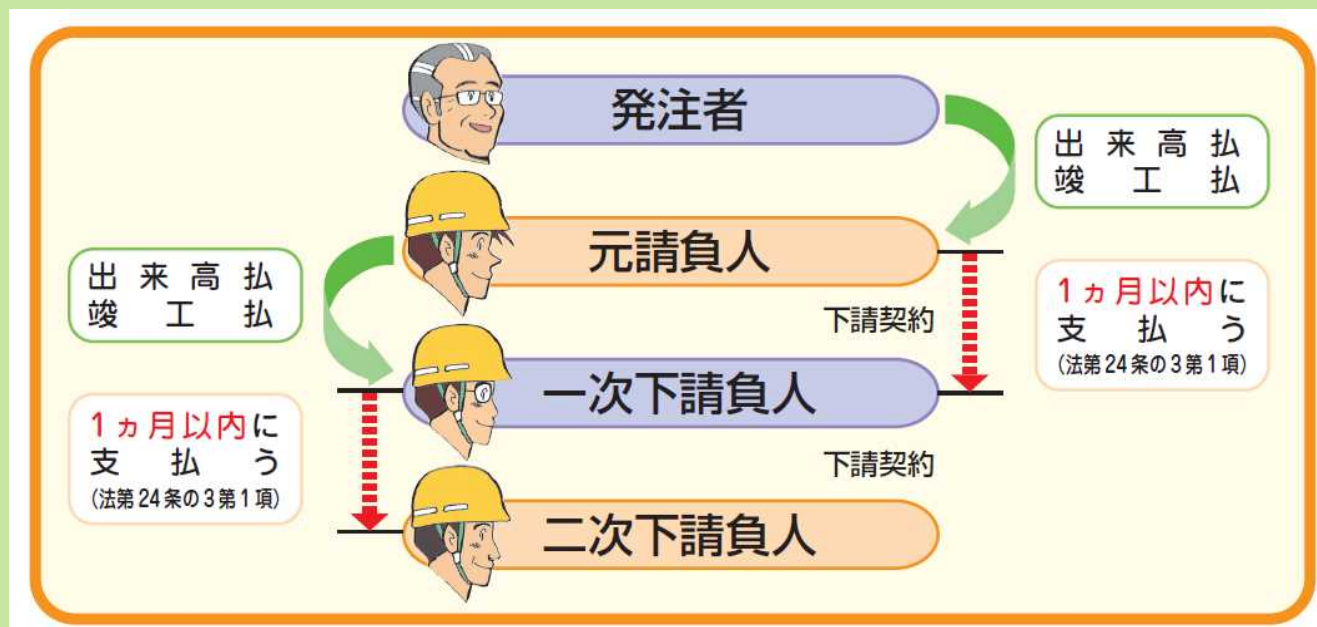
元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けた場合にのみ、一定期間内に下請代金を支払うことを義務づけられています(建設業法第24条の3)が、下請負人の保護の徹底を図るために、特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、工事完成の確認後、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)から工事目的物の引渡しの申出があつたときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。(建設業法第24条の5第1項)

検査・引渡・下請代金の支払フロー〈特定建設業者〉



(2) 発注者の支払を受けてから下請業者に支払うまでの日数

元請負人は、注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、建設業法第24条の3第1項の規定に従い、支払の対象となった工事を施工した下請人に対して、1ヵ月以内に相応する下請代金を支払わなければならない。



下請代金の支払は、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1ヵ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですが、1ヵ月以内であればいつでもよいということではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければならない。

(3) 前払金(中間前払金)を行う場合の支払方法

前払金の支払を受けたときは、建設業法第24条の3第2項の規定に従い、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。)からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしなければなりません。

(4) 支払方法

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

下請代金の支払とは、法律上は原則として現金による支払と解されますが、一般の商慣習においては手形による支払が非常に多く、又、手形の割引によって現金による支払とほぼ同等の効果も期待し得るので、建設業法では手形による支払を一律に禁止することはせず、「割引を受けることが困難」なため、支払を受けたのと同等の効果を生じないような手形の交付のみ禁止しているところです。

(5) 手形期間

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。

また、建設業法第24条の5第3項の規定に従い、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号)において、『下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。手形払を行う場合には、手形期間は、120日以内とすること。』としてその遵守の徹底を図るよう通達しています。



契約に関する違反事例①

▶ 無許可業者との契約

建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結(無許可業者との契約)することは建設業法違反です。無許可業者と下請契約を締結した建設業者は、**建設業法第28条第1項第6号に基づき、営業停止等の処分**となる。

なお、勿論のことながら、無許可で営業することは論外である。

【参考】無許可業者との契約の事例

例1) 変更で500万円を超えてしまった

当初契約時は500万円未満であったことから軽微な工事扱いとなるため、許可を持たないA社と契約を締結した。追加が色々発生したため、結果的にA社と500万円を超える契約を締結してしまった。

例2) 支給品を加味すると500万円を超えていた

下請負契約: 450万円(手間のみ)

材料支給品: 100万円相当(市場価格)

450万円 + 100万円 > 500万円となり許可がいる。

例3) 下請業者が一式工事業しか持っていない

無許可業者との契約 又は 一括下請

契約に関する違反事例②

➤ 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。これに違反することは、**建設業法第19条の3に違反するとともに、独占禁止法第19条及び20条にも違反する。**

➤ 指値発注

下請負人から見積をもらっても、下請負人と協議することなく一方的に値切るとは、**指値発注**となる。指値発注は、**建設業法第19条の3に違反する可能性が非常に高いだけでなく、建設業法第18条(建設工事の請負契約の原則)に違反する。**

建設工事紛争審査会

中央建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。

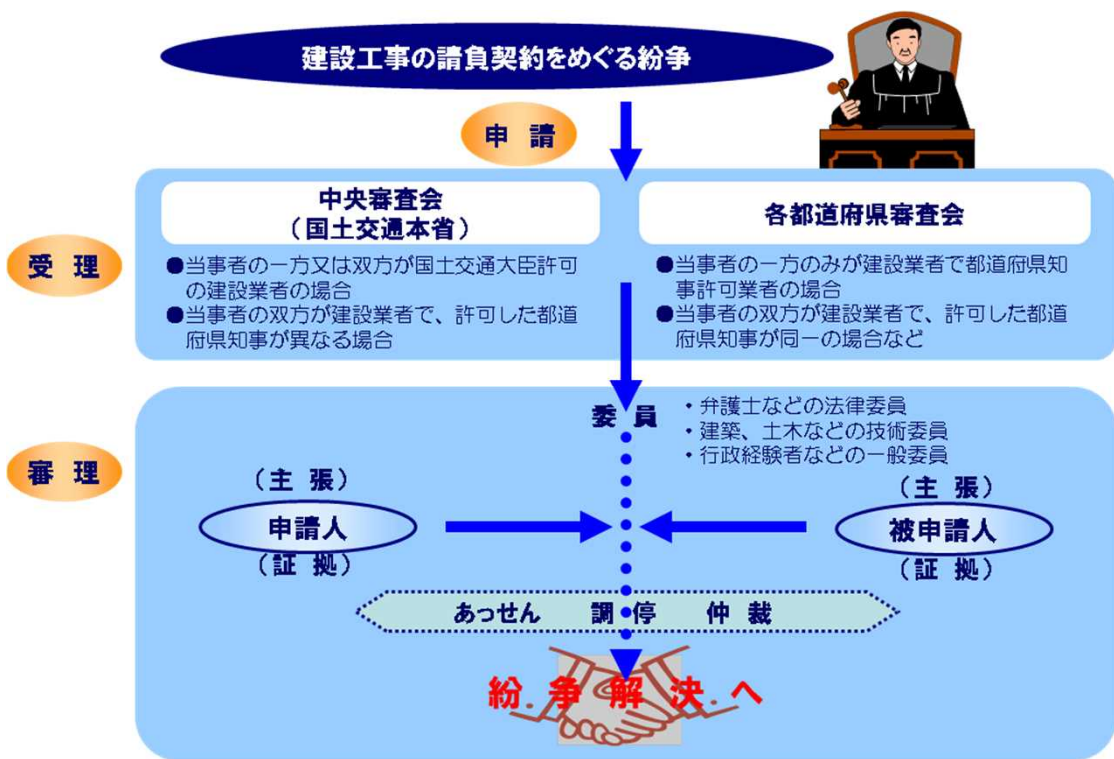
工事の雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図るためには、建設工事に関する技術、商慣行などの専門的な知識が必要となることが少なくありません。

建設工事紛争審査会(以下「審査会」といいます。)はこうした建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関です。
(建設業法第25条)

建設工事紛争審査会事務局(近畿地方整備局管内)

中央	国土交通省土地・建設産業局 建設業課紛争調整官室	〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
福井県	土木部土木管理課 建設業グループ	〒910-8580 福井市大手3-17-1	0776-20-0468
滋賀県	土木交通部監理課建設業担当	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-4114
京都府	建設交通部指導検査課 建設業担当	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-451-8111(内5222)
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課 建設指導グループ	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6944-9345
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(内4576)
奈良県	県土マネジメント部建設業指導室	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-5429
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-432-4111(内3070)

- (注) ① 審査会は、建設業者を指導・監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
② 不動産の売買に関する紛争、専ら紛争に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。



【参考】駆け込みホットライン

建設業法に違反している建設業者の情報収集の窓口

駆け込みホットライン

「駆け込みホットラインとは」・・・

主に、国土交通省大臣の許可を受けた建設業者の、建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付ける窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置した「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

◆通報先◆

電話  0570-018-240

(受付時間) 10:00~12:00
13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX  0570-018-241

メール kakekomi-hl@mlit.go.jp

郵送 〒540-8586
大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 建政部内
「駆け込みホットライン」宛

*違反の疑いのある行為を証明するような資料等があれば、ご提供ください。

法令違反情報は、通報された方に不利益が生じないように十分注意して取り扱います。

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業課

大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館 電話：06-6942-1141 (代電)

「駆け込みホットライン」で受け付ける 法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

●元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

- ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
- ・原価割れ受注を強要された
- ・下請代金から合理的理由の無い経費を一方向的に差し引いている
- ・割引困難な長期手形を交付された
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
- ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

●工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等

●虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

◆通報先◆

TEL. ☎ 0570-018-240

FAX. ☎ 0570-018-241

E-mail. ✉ kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収かどうかの判断ができる次の事情について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ◆通報された方に不利な影響が生じないように十分注意して取り扱います。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事情
〔ア〕だれが、〔イ〕いつ、〔ウ〕どこで、〔エ〕いかなる方法で、〔オ〕何をしたか、等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

社会保険等未加入対策

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故 (2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

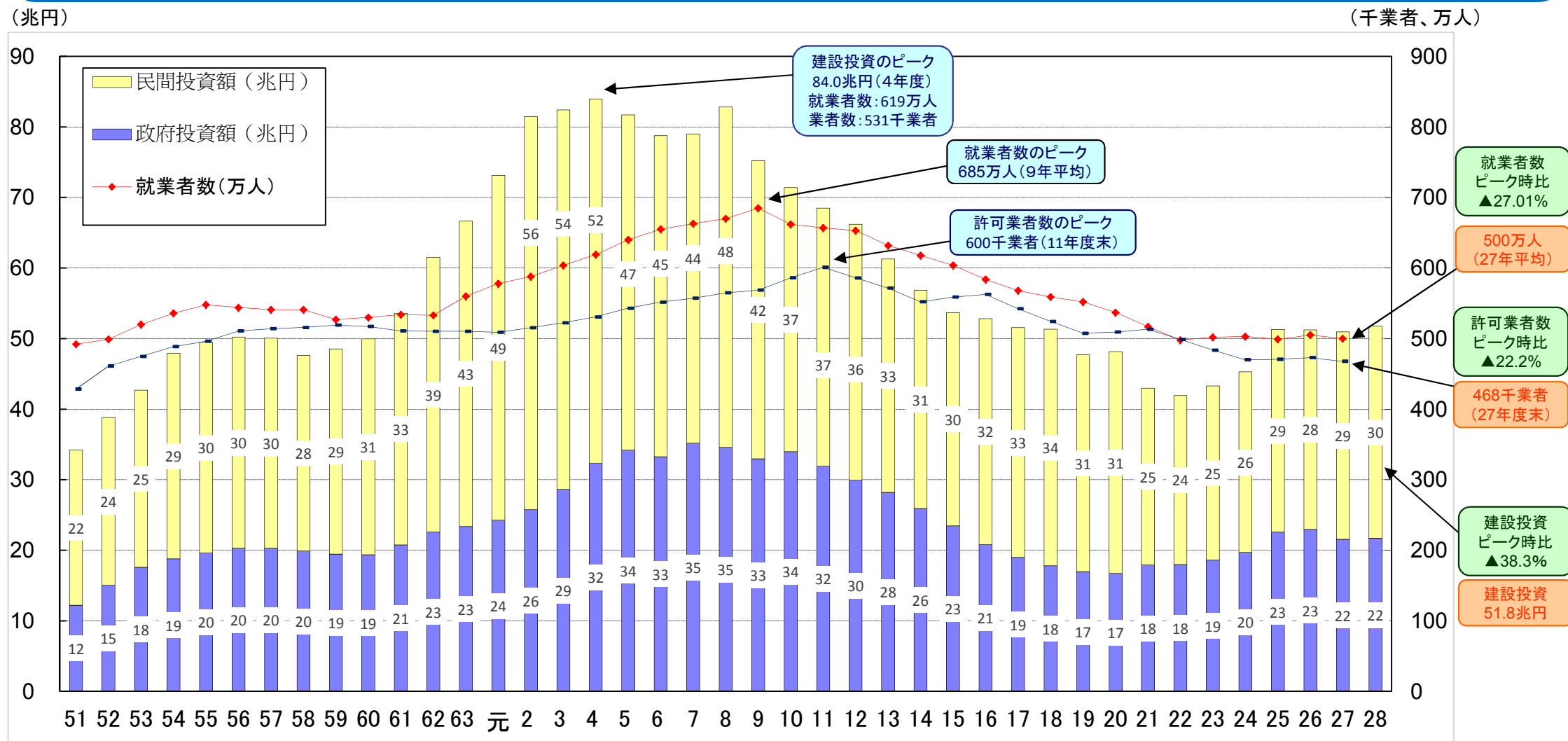
現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し（ピーク時から約38%減）。
- 建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（27年平均）は500万人で、ピーク時（9年平均）から約27%減。



注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

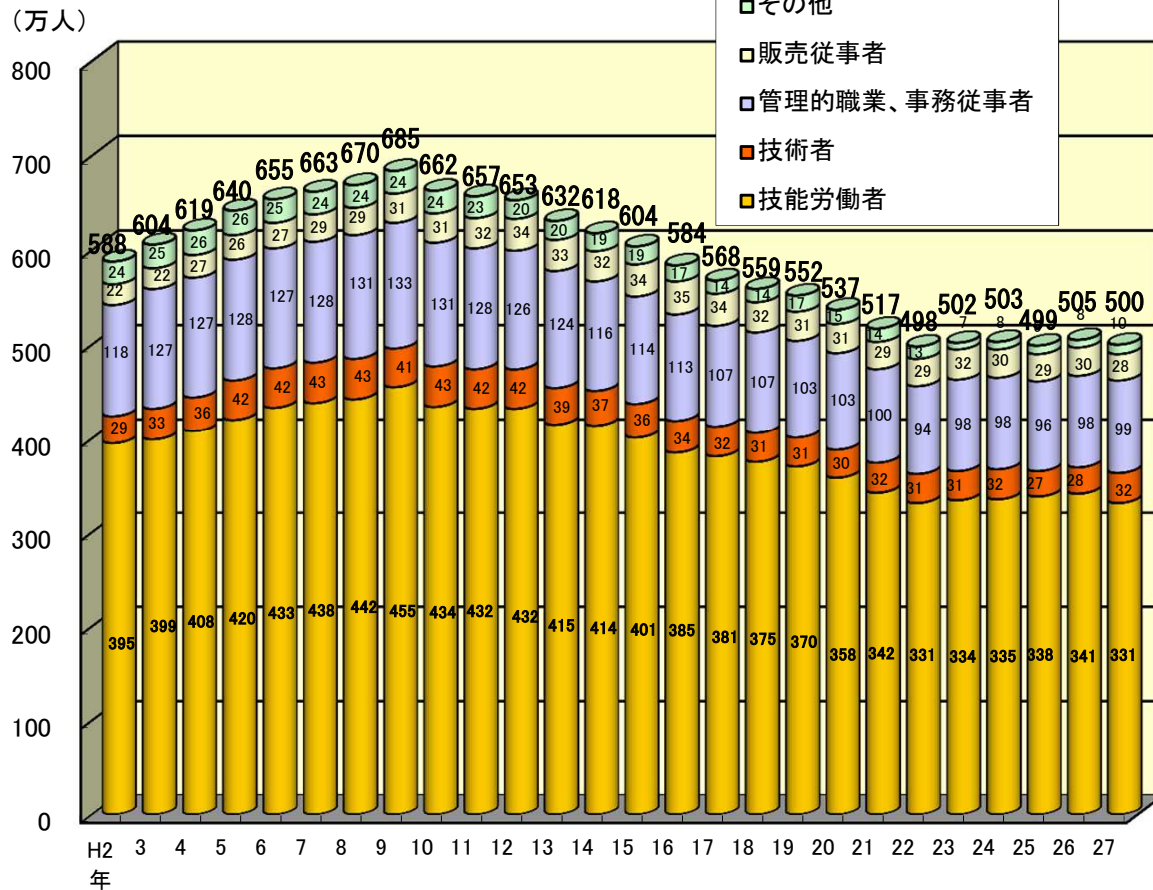
建設業就業者の現状

技能労働者等の推移

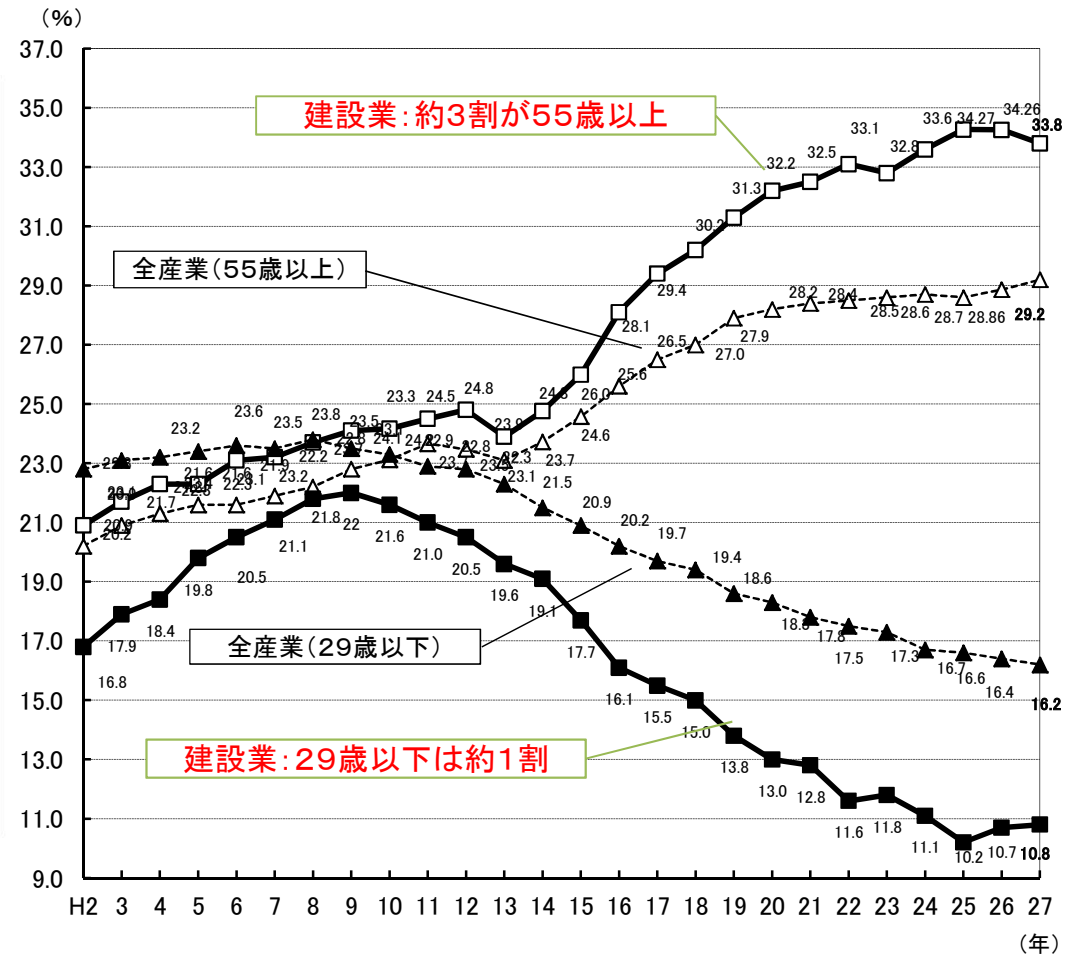
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)

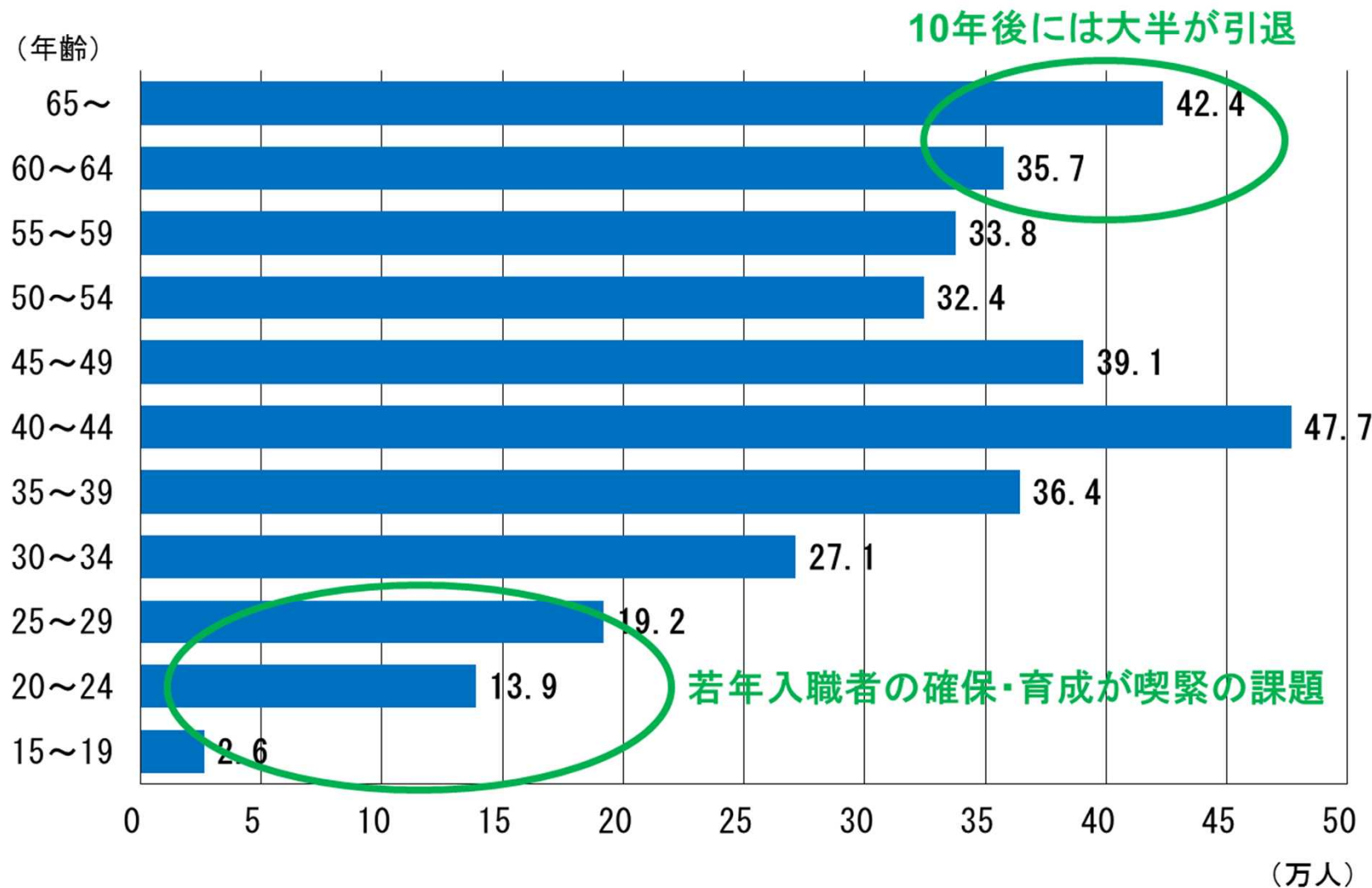


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

技能労働者の3割を占める高齢者の大半は、10年後には引退の可能性



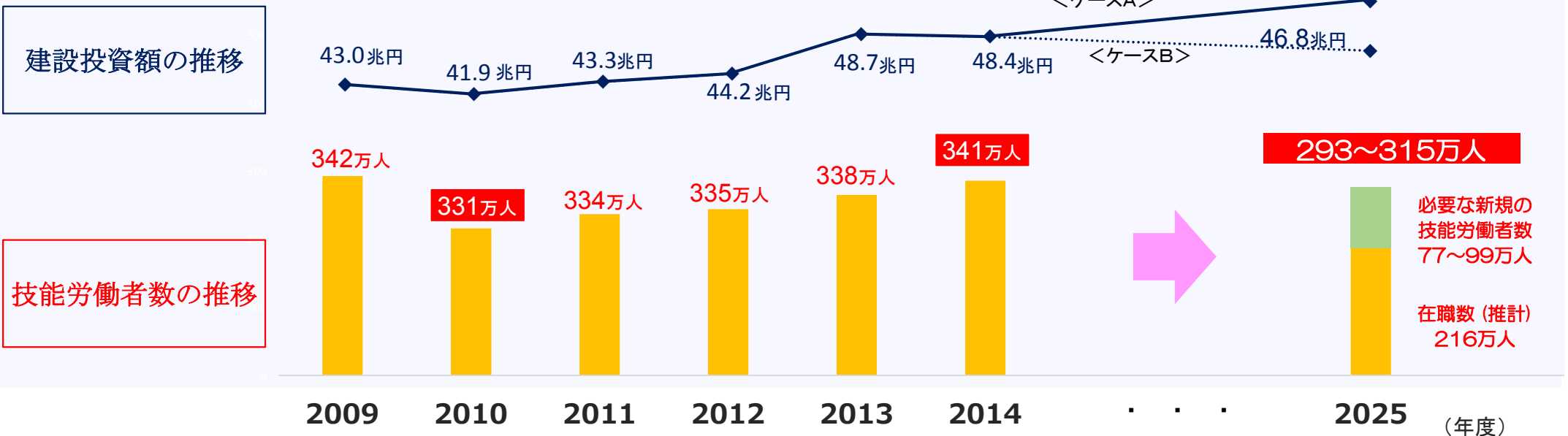
出所:総務省「労働力調査」

建設業就業者数の将来推計（日建連・長期ビジョン(2015年3月公表)）

- **将来の技能労働者数は**、日本建設業連合会の推計によれば、建設投資が同規模で推移するとの見通しを踏まえ、生産性向上による35万人の省人化を前提に、**2025年度において293～315万人が必要**（2014年は341万人）
- 今後、技能労働者は団塊世代の大量離職等により約130万人が減少すると見込まれるため、**90万人の新規入職者（うち20万人は女性）を確保**することが必要
- このため、若者にとって魅力ある建設業を目指し、処遇改善を中心として担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、新技術・新工法の活用、人材の効率的な活用等、建設生産システムの生産性の向上を図り、**官民一体となって将来の担い手確保に強い決意で臨む**

技能労働者数の現状と見通し

日本建設業連合会『再生と進化に向けて～建設業の長期ビジョン』



<ケースA> アベノミクスが着実に発現する場合（経済成長率が名目3%以上等を想定）
 <ケースB> 経済成長が足許の潜在成長率並みの場合（経済成長率が名目1%台半ば等を想定）

※2014年までの技能労働者数は総務省『労働力調査』、建設投資額は国土交通省『建設投資見通し』より引用

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底等を要請(通知)

太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請 (平成25年4月18日)

出席者

- 【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
- 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(平成25年10月23日)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保等に向けて取組を加速化することを確認

建設産業活性化会議(平成26年1月30日)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成26年1月30日付け国土入企第28号)

- 高木国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請
- 建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請(通知)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成27年1月30日付け国土入企第26号)

- 建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請(通知)

建設産業活性化会議(平成27年2月12日)

- 北川国土交通副大臣より建設業団体あて、適切な賃金の支払い等の要請

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成28年1月20日付け国土入企第13号)


- 建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等を要請(通知)



単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均

 全 国 (17,704円) 平成27年2月比； **+4.9%** (平成24年度比； **+34.7%**)
被災三県 (19,457円) 平成27年2月比； **+7.8%** (平成24年度比； **+50.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

	H25	H26	H27 (H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2% (+28.5%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3% (+39.4%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- **国土交通省直轄工事における対策の実施** (H26.8～段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施
- **地方公共団体発注の工事における対策の実施**
 - ・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- **下請指導ガイドライン(課長通知)の制定** (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用**
 - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)

6. 相談体制の充実

- **相談体制の充実**
 - ・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

今後の取組み

■ 社会保険の加入に向けた対策の強化 (H29.4以降)

- 保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化の検討
- 直轄工事における未加入企業の排除(二次下請以下の対策を検討)
- 建設業者等企業情報検索システムにおける未加入業者の「見える化」

■ 周知、啓発の徹底

- 小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発
- 全国での説明会開催等を通じ、適切な保険加入等について周知の徹底

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」について

法定福利費を内訳明示した見積書の作成(平成27年5月)

① 専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等により、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

国交省HP(社会保険未加入対策ページ)に掲載された各専門工事業団体の標準見積書等を活用し、見積書を作成

② 下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」等を参考に見積書を作成

標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

$$= \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

〔その他の法定福利費算出方法〕

$$= \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$= \text{工事数量} \times \text{数量あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

※ 専業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費専業主負担額				
雇用保険料	B	p	E=...B×p	
健康保険料	B	q	F=...B×q	
介護保険料	B	r	G=...B×r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	s	H=...B×s	
合計	B	t	I=...B×t	I
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
合計				L=J+K

※ 専業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

※ 介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

※ 専業主負担分の法定福利費を明示する。

※ 法定福利費も消費税の対象になる。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂等について(概要)

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(課長通知)でその取扱いについて明確化する

ガイドライン改訂の主な内容

(平成28年7月28日より施行)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題
- このため、下請指導ガイドラインを改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書について、以下のとおり明確化する

- ①法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ②再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂等について(概要)

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱とすべきである」としている
- **特段の理由**とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである
 - ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合にはこれに該当しない)
 - ②例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

